

—スポーツ助成金募集要項—

1. 助成金の対象者

岡山県内の学校に通う高等学校以下の生徒で構成される、次の各号の要件を満たすスポーツチーム及び団体。

- (1) 3名以上で行う団体競技であること。ただし個人戦と団体戦が混在する競技においては、団体戦に出場する競技者は対象者とみなします。
- (2) 原則として全国大会規模の競技大会へ出場する場合であること。
- (3) 大会の主催者は社団法人、財団法人、各種スポーツ協会又は連盟若しくは連合のいずれかの団体であること。

2. 助成対象

- (1) 大会参加の為の出場費、旅費交通費（宿泊費、電車代、ガソリン代等）、機材等運搬費等の経費。
- (2) その他、上記以外のもので、本法人がスポーツ活動において必要と認めた経費。

※助成金は原則として精算払いとします。上記の費用として使った証として必ず領収証等の証憑書類の保管をお願いします。証憑書類は活動報告書とともに提出して頂きます。

※助成の対象となる期間は、助成金交付決定後1年以内です。

3. 助成金額及び助成件数

申請1件あたり上限20万円とし、年間3～10件程度。

4. 申込期間

特に期限は設けず、年間を通じて学校や競技団体からの申請を受け付けます。

5. 対象競技

スポーツ全般。

6. 応募方法

- (1) 申込は1年につき1チーム（団体）1案件まで。
- (2) 申込は、本法人の定める助成金交付申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入のうえ本法人へ提出。

7. 選考と助成の決定

年に2～3回程度、本法人選考委員会において選考し、理事会において助成の採否及び助成金額を決定します。採否の結果は、理事会終了後速やかに通知します。なお、採否に関するお問い合わせには、いかなる場合でも応じられませんのでご了承下さい。

※助成金の連続助成は行いません。ただし隔年の助成は行うことがあります。

8. 助成金のお支払方法

助成金は、指定銀行の口座に振り込みします。

9. 助成金受領者の義務

助成金の交付を受けた助成対象者は、その活動終了後2ヶ月以内に、本法人に実施結果を次の書類により報告して頂きます。なお、報告書の形式は自由形式とします。又、助成金を使用した際は領収書又は受領書など関係証憑類と一緒に添付して提出して下さい。

- (1) 活動結果報告書
- (2) 助成金使用実績報告書

10. 本法人への報告事項

助成金の交付を受けた助成対象者は、次のいずれかの事由に該当するときは、遅滞なく理事長に報告し、理事長の承諾を得て頂きます。

- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき
- (2) 助成対象事業を中止又は廃止しようとするとき

11. 助成金交付の取消、中止及び返還

この助成金の交付を受けた助成対象者が、以下のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、本法人は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができることとします。

- (1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき
- (2) 助成金を支給目的に沿わない用途において使用したとき
- (3) 申請書の内容に虚偽の記載があることが判明したとき
- (4) 必要書類の提出を怠ったとき
- (5) 疾病、不慮の事故、災害などのために活動する見込みがなくなったとき
- (6) 助成対象者として適当でない事実があったとき
- (7) 助成対象者の中に、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員である者が含まれる場合。
- (8) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

※理事長が助成金交付の取消、中止及び返還を求めようとする場合は、あらかじめ選考委員と協議するものとする。

12. 活動成果の公開

本法人は、助成金の交付を受けたスポーツチーム及び団体の活動成果の全部又は一部を本法人ホームページ等へ掲載する場合があります。

13. 個人情報について

助成金交付申請書等にご記入いただいた個人情報は、選考に際し選考委員等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用致します。又、ご記入頂いた個人情報は、助成事業のみに使用し、他の目的には使用

致しません。

<申請書送付・お問い合わせ先>

一般財団法人 日植柴田財団 スポーツ助成金事業 宛

住所：〒708-8652 岡山県津山市高尾 573-1

E-mail： info@nisshokushibatazaidan.or.jp

HP： <https://nisshokushibatazaidan.or.jp/>

(HP より申請書がダウンロードできます。)